

県産米消費拡大広報企画業務委託

企画提案審査要領

令和6年 11 月

いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する「県産米消費拡大広報企画業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考審査会（以下「審査会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

審査項目は次のとおりとする。

審査項目		計 100 点
(1)実施方針	・ 本事業の背景、目的及び業務内容を理解し、意欲的な提案となっているか。	20 点
(2)計画性	・ 業務を円滑に実施できる提案であるか。 ・ 進行管理体制は適切か。	10 点
(3)県産米消費拡大広報の実施	・ 事業内容は本事業の目的を達成する内容となっているか。 ・ PR 宣伝効果の高いものとなっているか。 ・ 事業内容は実現性が高いものとなっているか。	60 点
(4)業務実績	・ 本業務と類似の業務の受注実績があるか。 また、特筆すべき業務成果はあるか。	5 点
(5)見積り	・ 業務経費は適正であるか。	5 点
合 計		100 点

※ 採点基準は後述のとおり。

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等を書面審査にて行う。
- (2) 審査会の審査員は、企画提案書等及に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) (2)の評点の合計に基づき順位点（1位：5点、2位：3点、3位：1点）をつけることとし、審査員ごとの順位点の合計により順位を決定し、協議会に報告する。
なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価（1位の評価）数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、審査会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、審査会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を協議会に報告するものとする。

【採点基準】

	5点の項目	10点の項目	20点の項目	60点の項目
非常に優れている	5	10	20	60
優れている	4	8	16	48
問題はない（中位点）	3	6	12	36
やや問題がある（一部修正が必要）	2	4	8	24
問題がある（大幅な修正が必要）	1	2	4	12
採用できない	0	0	0	0

4 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に文書で郵送等により通知する。